公　　告

諸　事　項

農業協同組合法第73条第４項で準用する同法第64条の２第１項の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過したものは、事業を廃止していないときは、本公告掲載の日の翌日から起算して２月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本公告掲載の日の翌日から起算して２月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和７年10月３日

農林水産大臣　小泉進次郎

記

農事組合法人コンプリートジャパン

福島県いわき市常磐西郷町銭田工業団地104―10ＫＳビル１Ｆ

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告